

平成十一年自治省令第十五号

地方特例交付金に関する省令

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十一条第一項及び第二項並びに同法第十二条において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十条第四項の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令を次のように定める。

（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出）

第一条 都道府県知事は、総務大臣の定める様式によつて、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によつて、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

（端数計算）

第二条 地方特例交付金の額を算定する場合及び地方特例交付金を交付する場合においては、特別な定めがある場合のほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（地方特例交付金の額の算定期日）

第三条 地方特例交付金の算定は、毎年度四月一日（以下「地方特例交付金の算定期日」という。）現在において行ふものとする。

（各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法）

第四条 法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づき当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅

借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。

2 法第三条第二項の規定によつて各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{算式} \\ & A \times B \\ & \quad A \quad \text{算式の符号} \\ & \quad B \quad \text{住宅借入金等特別税額控除見込額} \\ & \quad \quad 1.0141440 \end{aligned}$$

3 法第三条第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によつて算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によつて算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更の場合の地方特例交付金の措置）

第五条 地方特例交付金の算定期日後において、地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該関係地方公共団体に對する地方特例交付金の措置については、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方公共団体の区域がそのまま他の地方公共団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後において当該廃置分合の地方公共団体に對して交付すべきであつた地方特例交付金の額は、当該地方公共団体の区域が新たに属することとなつた地方公共団体に交付する。

二 廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合前の地方公共団体に對して当該廃置分合の期日後において交付すべきであつた地方特例交付金の額を、当該廃置分合により分割される区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に對して交付すべきであつた地方特例交付金の額に按分し、当該按分した額を当該廃置分合に係る区域が属することとなつた地方公共団体に對し交付する。

三 境界変更があつたときは、当該境界変更によりその区域を減じた地方公共団体に對し、

当該境界変更前の地方公共団体に對して当該境界変更の期日後において交付すべきであつた地方特例交付金の額から、当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に對して交付すべきであつた地方特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額を交付し、当該境界変更に係る区域が属することとなつた地方公共団体に對し当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を交付する。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条 地方特例交付金の算定期日以前一年以内地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第五条第四項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となつたときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る地方特例交付金の額の合算額をもつて、当該地方公共団体が新たに属することとなつた地方公共団体の地方特例交付金の額とする。

二 廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る地方特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の地方特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ当該年度の前年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に對して交付すべきであつた地方特例交付金の額に按分した額とする。

三 境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の地方特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る地方特例交付金の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が当該年度の前年度の四月一日に存在したものと仮定

した場合において、これらの地方公共団体に對して交付すべきであつた地方特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなつた地方公共団体の地方特例交付金の額は、その地方公共団体に係る地方特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の地方特例交付金の額の算定方法）

第七条 前二条の場合において、当該年度又は当該年度の前年度の四月一日に存在したものと仮定した地方公共団体に對して交付すべきものとされる地方特例交付金の額は、法、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）及びこの省令の当該年度分又は当該年度の前年度分の地方特例交付金の額の算定の方法によるものとする。

2 都道府県の境界変更があつた場合における第五条第三号及び前条第三号に規定する当該境界変更の区域に係る都道府県の地方特例交付金の額は、前項の規定にかかわらず、当該境界変更前の都道府県に係る当該年度又は当該年度の前年度の地方特例交付金の額を当該境界変更の区域に係る官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口（以下「人口」という。）と当該境界変更の区域に係る人口を除いた当該都道府県の人口とで按分し、当該按分した額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の地方特例交付金の額として、算定するものとする。

3 市町村の境界変更があつた場合における第五条第三号及び前条第三号に規定する当該境界変更の区域に係る市町村の地方特例交付金の額は、総務大臣が当該境界変更により減じる区域に係る人口が著しく少ないこと等特別の事情があると認めるときは、前項の規定に準じて算定する。

（交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第八条 地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要があるときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後初めて法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道

府県及び各市町村に交付すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該交付すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。

2 前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する地方特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額を地方特例交付金総額として同条第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年七月二三日自治省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年七月二四日自治省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則 (平成二十三年七月三一日総務省令第一〇八号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則 (平成二十四年七月二六日総務省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則 (平成二十五年三月三一日総務省令第六八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成十五年四月において各地方公共団体に対し交付すべき地方特例交付金の額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ当該各号に定める額とする。

一 都道府県 次の算式により算定した額算式

$$A \times 1 / 2 + B \times 1 / 2$$

算式の符号

A 当該都道府県に対する平成十四年度分の交付金(地方交付税法等の一部を改正する法律(この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。))の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条に規定する交付金をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額に平成十五年度分の第一種交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この項において「法」という。))第三条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下同じ。)の総額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額

B 平成十五年度分の都道府県第二種交付金総額(法第七条の三第一項に規定する都道府県第二種交付金総額をいう。以下この項において同じ。)を当該都道府県の普通交付税に関する省令(昭和三十一年自治省令第十七号)第五条の規定により算定した人口(以下この項において「人口」という。)であん分した額

二 市町村(特別区を含む。以下同じ。)次の算式により算定した額

$$A \times 1 / 2 + B \times 1 / 2$$

算式の符号

A 当該市町村に対する平成十四年度分の交付金の額に平成十五年度分の第一種交付金の総額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額

B 平成十五年度分の第二種交付金(法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。))の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を当該市町村の人口であん分した額

3 前項の場合において、平成十五年四月一日以前一年及び同年四月二日から平成十五年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における同項各号の算式に用いる平成十四年度分の交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったとき

は、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成十四年度分の交付金の額の合算額をもつて、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の交付金の額とする。

二 廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合前の地方公共団体の平成十四年度分の交付金の額を当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成十四年四月一日に存在したものと仮定した場合に算定される交付金の額にあん分した額をもつて、分割された区域を基礎とする地方公共団体に係る同年度分の交付金の額とする。

三 境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成十四年度分の交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成十四年度分の交付金の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対し交付すべきであった交付金の額にあん分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係るあん分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成十四年度分の交付金の額は、その地方公共団体に係る平成十四年度分の交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係るあん分額を加えた額とする。

4 前二項の場合において、算式の符号の額、算式の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附 則 (平成二十五年七月二五日総務省令第一〇三号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則 (平成二十六年三月三一日総務省令第七五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成十六年四月において各地方公共団体に対し交付すべき地方特例交付金の額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ当該各号に定める額とする。

一 都道府県 次の算式により算定した額算式

$$A \times 1 / 2 + B \times 1 / 2$$

算式の符号

A 当該都道府県に対する平成十五年度分の第一種交付金(地方交付税法等の一部を改正する法律(この項において「平成十六年度地方交付税法等改正法」という。))の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条に規定する第一種交付金をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この項において「法」という。))第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金をいう。以下同じ。)の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額

B 平成十六年度分の税源移譲予定特例交付金の総額(法第七条の三第一項に規定する税源移譲予定特例交付金の総額をいう。以下この項において同じ。)を当該都道府県の普通交付税に関する省令(昭和三十一年自治省令第十七号)第五条の規定により算定した人口であん分した額

二 市町村(特別区を含む。以下同じ。)次の算式により算定した額

$$A \times 1 / 2$$

算式の符号

A 当該市町村に対する平成十五年度分の第一種交付金の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額

3 前項の場合において、平成十六年四月一日以前一年及び同年四月二日から平成十六年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における同項各号の算式に用いる平成十五年度分の交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係

る平成十五年度分の交付金の額の合算額をもつて、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の交付金の額とする。

二 廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合前の地方公共団体の平成十五年度分の交付金の額を当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成十五年四月一日に存在したものと仮定した場合に算定される交付金の額にあん分した額をもつて、分割された区域を基礎とする地方公共団体に係る同年度分の交付金の額とする。

三 境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成十五年度分の交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成十五年度分の交付金の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成十五年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に對して交付すべきであつた交付金の額にあん分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係るあん分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の交付金の額は、その地方公共団体に係る交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係るあん分額を加えた額とする。

四 前二項の場合において、算式の符号の額、算式の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附 則（平成一六年七月二七日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成一七年七月二六日総務省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成一八年七月二五日総務省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成一九年三月三十一日総務省令第五四号）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

2 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）附則第六条第二項の規定により平成十九年四月において交付する特別交付金を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附 則（平成二〇年八月一五日総務省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二二年七月二八日総務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二二年七月二三日総務省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二三年八月五日総務省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二三年一〇月二六日総務省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二四年四月二日総務省令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月二四日総務省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二五年七月二三日総務省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二六年七月二五日総務省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二七年七月二四日総務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二八年七月二六日総務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成二九年七月二五日総務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成三〇年七月二四日総務省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成三十一年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（令和元年七月二三日総務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、令和元年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（令和二年七月三一日総務省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行し、令和二年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（令和三年八月三日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行し、令和三年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（令和四年七月二六日総務省令第五一五号）

この省令は、公布の日から施行し、令和四年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（令和五年七月二八日総務省令第六二二号）

この省令は、公布の日から施行し、令和五年度分の地方特例交付金から適用する。